



あるいはでたけれども戰災でその軍需工場が焼けてしまい、終戰後は依然として純農村の形態で進んでおる。しかしその團体の運営はやはり市を中心にして行われておるから、その純農村の区域は一本立ちでわかれたいというところに問題が非常に多くありますので、そういうものをこの資料の中に掲げておるのであります。しかしこの規定が適用されますのは、そういう場合だけではなく、合併の場合でも、もちろん適用があるのであります。そこで御参考までにどのくらい該當件数があるかと申し上げますと、戰時中に合併しましたもの、今の鈴鹿市とか佐野市のような例であります。合併して市になりましたものが二百八件あります。それから沼津市に隣接町村を編入したというような、吸収編入しましました例が百八十八件あります。合わせて三百九十六件あるわけであります。なお関係の市町村の総数は千二市町村あります。新しく市を設けた場合の関係町村は六百六十一、それから市に編入いたしましたものが三百四十一、合わせて一千二市町村という状態であります。

る。要するに新しい町村を三つつくる  
というような場合には、この第二條の  
手續でなく、本来の地方自治法の第七  
條の手續によりまして、普通の合併の  
手續でいかなければならぬわけであり  
ますが、従来の形に復帰する場合には  
第二條の規定を適用するということと  
なるわけであります。

○門司委員 新しく規定されておりま  
すもののうち、地方公共團体は、條例  
で定める特に重要な財産または當營物  
についての処置に対する條文が含まれ  
ておるのであります、「特に重要な」  
というのはどの範囲を指しております  
か。なおそれに引継いで少しお伺いし  
たいと思いますが、まず最初にその点  
をお尋ねしたい。

○鈴木(後)政府委員 特に重要な財産  
當營物の使用の許可あるいは処分とい  
うもので、独占的な性質を有するもの  
は、一般投票に付さなければならぬと  
いうのが、二百十三條の二の規定でござ  
ります。どういう種類のものがそう  
いう最も丁重な手續でやらなければな  
らぬか應申しますと、これはそれく  
の團体の実情に應じて、條例で定めら  
れることになると思いますが、最も典  
型的な例を大都市について申しますれ  
ば、たとえば市が經營しておりますする  
市電を全部特定の会社に賣り拂つてしま  
まう。あるいは市有地はあるけれども  
十年以上にわたつて特定の会社にその  
經營を委託するというような場合が今  
の使用の許可に当るのはないかと思  
います。農村等になりますれば、たと  
えば村有林を全部賣り拂つてしま  
あるいはいろいろな村有の市場等の經  
營を十年以上にわたつて特定の團体が  
委託經營するという場合が該当するの

ではないかと思われるのです。○門司委員 それは非常におかしいのであります。して、條例で出席議員の三分の二以上の賛成がなければできない、という規定は、一應もつともだと思つますが。今の辯弁によると、非常に重要な問題だということになつておりますが、この條文の中には請負事が含まれておる。これらの問題は非常に政治的ないろいろな動きをもつ可能性を持つてゐると思いますので、たゞ條例どの程度の範囲まできめるか、予算審査に対するどのくらいの範囲かといふことが大きな問題になると思います。往々にしてこういう面から問題を起す場合がある。こういふ條例できめられた場合には一般投票に付さなければならぬということになると、地方自治体のあり方については非常に煩雑な市町村ができるにじやないか、反面また非常にルーズな市町村ができるじやないか、というような關係で、地方自治の上に均衡のとれないものをこしらえるではないかと考えております。そういうわけで実は質問したのですが。事業関係の面はどの範囲までお考えになつておるか伺いたい。

ております。これはやはり、今までおつたのであります。この九六條の七号の規定を入れまして、そなへど重要なことは、知事限りで、あるいは市町村長だけでやれるようになります。これがやはり、この産の取得、処分、營造物の設置、処理、というようなことは、知事限りで、執行機關の過半数議決でやつたのであります。この九六條の七号の規定を入れまして、そなへど重要なのは、議会の過半数議決でやつていく。それから、もう少し重い性をもつてきたものになりますと、やはりこれも條例で範囲を定めまして二百三十九條の第二項のところであつりますが、出席議員の三分の一以上に同意するが、必要になつてくる。それからもう一つの重要なものになつてまいりますと、この前段のところで、一般投票で過半数の賛成がなければいけない。こうしたことになるのであります。従つて、「同じ財産營造物の処分でありますとか、使用の許可等につきましても、程度の軽いものは執行機關限りにおいてやつて、その次に程度の重いものは議会の過半數議決で、その次に重いものは三分の二以上の議決を要する。」議員の過半數議決で、その次に重いものは、先ほど申しました市電の賣拂いとか委託經營といふなどは、一般投票でやつて、こうう段階になつておるわけであります。そこで、そういうき方がそれへ配いたしておるのでございますが、御心配はごもつともあると思いまして、新しい法律の周知徹底期間を與えていただくようにいたしまして、その細

間にそれ／＼適正な標準のようなもの  
を示しまして、誤りがないようにいた  
したいと存じておる次第であります。  
○門司委員 もう一つお伺いしておき  
たいと思いますことは、この中にあり  
ます二條の第十の問題でありますが、これ  
について、「森林、牧野、土地、市場」というよ  
うな字句がずっと並べてあります。こ  
の「土地」の解釈でありますか、これ  
については、適當と認められる収益事  
業を行なうことができるというようにな  
つておりますが、この土地はどういうよ  
う土地を指しておりますのか、一應御説  
明を願つておきたいと思うのであります  
す。ただ「土地」と書いてあります  
森林、牧野とわけてありますが、農地  
であるか、市街地であるかといふよう  
なことは、ここではわけていないので  
あります。従つてこの「土地」の解釈を  
御説明願つておきたいと思うのであります。  
さらにその項の十九のところに「當  
該普通地方公共團體の区域内の公共的  
團體等の活動」と書いてあります  
が、この「公共的團體」ということの解釈  
をお御説明願つておけば結構だと思  
います。  
それからもう一つは、七に「風俗の  
じゆん化に関する事項を処理すること」  
と書いてありますが、この「風俗  
のじゆん化」というのは、いざれのもの  
を指しておりますか、御説明を願い  
たいと思います。  
○鈴木(俊)政府委員 最初のお尋ねの  
十号の「土地」であります。この土  
地と申しますのは別に限定をいたして  
おりませんで、森林とか牧野とかに該  
当しないその他の土地というのが形式  
的な意味でございます。しかし多くは  
市街地等における土地の所有を中心と

して行う収益事業ということになるの  
であります。たとえば、神戸市等にお  
きまして市有土地をもつておつて、そ  
れを一般に貸與するといふような一つ  
の収益事業があるよう聞いておりま  
すが、そういうふうなものがここに入  
ると思うのであります。ただ、収益事  
業を何てもやれるということになりま  
すと、やはり地方公共團体といふ一般  
の性格から申しまして、いささか疑問  
がありますので、「公共の福祉を増進す  
るためには適当と認められる収益事業」  
という一つの條件を附しておるわけで  
あります。

それから「十九の二分非公的團体」の意味いかんというお話をあります。これは公共的活動をするところの團体、こういう意味でありますと、單に公法ののみには限定せられないのです。私経済上の活動をする團体であります。ましても、その活動の影響が公共の利益に關係ある場合には、その活動について相互衝突矛盾のあります場合にこれを調整する、こういう意味であります。但し、公共的團体の中には、地方公的團体のごとく、法律によつて一定の活動の基礎を與えられておるものがあるに、そういう法律による特別規定がない場合におきまして、任意當該地方團体が公共的團体の活動を調整する、こういう意味であります。

当することになると思います。その論の方にいろ／＼例示がございますが、それ以外の風俗の醸化に関する事項としては考えられませんが、戦争中に、たとえば、もんべをはくというようなことを市町村の條例によつて一つの制服みたようなものにきめたといたしますならば、それを施行することがこの「風俗の醸化に関する事項」に当るというふうに考えられるのであります。いかなる事項を具体的に取上げるかは、当該團体の自由に考えることになります。

くどういようですが、さらにもう一應聽きしておきたいと思います。

○鈴木(幾)政府委員 この「風俗のはん化に關する事項」というのは、いかでか言葉が抽象的でありまして、その眞実の内容を捕捉するのに非常に困難と考えられます。われくもいろいろと言葉を考えたのであります。が、遺憾ながら適切な言葉が見つかりません。このよろづな言葉を使用いたしたのです。ですが、今設例として申し上げますことは、いささか適切な設例ではなかつたと存じます。そういうある服性の他について一定の型をきめると、うような意味の統制をすることは、されはやはり憲法のいろいろな規定の旨から申しまして、相当無理があるございましようが、自治体の性格など、いつて許され得る限度において、まことに違法の規定に違反しない程度においてこれらの問題を取上げて整理することができるという意味でございまして、今あげましたような例が、命令に違反をしているのであるということになりますと、この五ページに、地方公共團體は、法令に違反してその義務を処理してはならない。その法令に違反して行つた地方公共團體の行為は無効であるということ、やはりこれには裁判問題になり、その條例が無効であることあるということになるわけがありまして、そういうことによつて行はるべきの條例等の是正の方途は別に講じてあるわけであります。必要がなければ強いてこういう風俗のじゅん化に關する事項を處理しなければならぬといふことはないのであります。そりで現実の必要が起つたときに、そういうこともやればやることができるといふ

意味で、五ページにあげただけの意  
であります。  
○門司委員 これは直接この條文に  
係のないことであります。当局に  
いては、たとえば市町村の相互扶助  
関係についての何かお考えがあるか  
うかということあります。私が申  
上げたいと思いますことは、たとへ  
町村が今財政的に非常に困つております  
す際に、市町村の金庫を設けるとい  
ふようなことが、地方財政委員会の方  
意見として大蔵省に出されております  
うようなことも聞き及んでおります  
それとは別に、地方自治体の相互扶  
助をなし得る規定を設けられる  
本意があるかどうかという点であります  
ます。それは具体的に申し上げますと  
たとえば火災の状況等を考えてみま  
ときには、今の火災保険は非常に高い  
金でありますとの、同時に、一旦火  
がありました場合には、非常に大き  
負担が町村にかかるでまいりますの  
町村といいたしましては火災保険料金  
高いと考えておりましても、やはり  
險をつけないわけにいかない。同時  
保険料が非常に高いことが原因で  
往々にして保険が十分につけられない  
ような町村の建物がありはしないか  
考えられる。そして一たび火災に  
つた場合に、その市町村の負担はこ  
さらに大きなものを負担わなければ  
らぬということが、現実の問題とし  
今日本の、特に貧弱な町村の中に  
多いと思う。それらを相互的に救済  
する意味でそういうものが市町村の共  
組合の形においてできるというよ  
なことができれば幸いだと思います  
これについて私はほつきりまとまつ  
意見をもち合わせておりませんので

味 開 お の の 御見解を承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 地方團体、殊に財政力の貧弱な町村等におきまして相互救済のいろいろな施設を共同してもつことは、趣旨としては非常に結構なことだと思うのであります。地方團体の今後の問題といたしましても、地方團体が所有いたしておりますいろいろな建物の火災等がありました場合の相互救済の仕事等を共同でいたしますといふことは、最も適當な仕事の一つではないかと思います。

○笠原委員 二條の三項の新しく追加された中に「規制する」とあるが、「規制」というのは、條例を設けて何か制限してくるといふ趣旨でしょらうか。

○鈴木(俊)委員 これはお話のように條例等によりまして、たとえば道路を使用する場合に道路を損壊するような使い方をしてもらつては困るから、道路使用はこの程度でなければならぬ、該当します。

○坂東委員長 これで休憩しまして、午後一時から開会いたします。

午後零時五分休憩

日程に入るに先立ちまして報告事項があります。それは浜松騒擾事件につきまして、過日委員派遣を請求いたし

ましたところ、当時は都合により留保となつておりましたけれども、わが委員会はこれを十分知る必要がありまして、そこで、坂東委員長、門司理事、千賀委員の三人が出張して調べました。その調査に崎川書記が一緒に参つておりますから、崎川書記より代つて報告の朗読をいたします。

〔卷之三〕

浜松事件の調査

終戦後の顯著な動向として敗戦の結果、いわば國家全体が一つのわくの中

置かれ、さらに民主化の進行とともに

國家の統制力が弱まり、かくて國家

よる沙的紹介の裏側を行く諸集團す  
はあテキヤ博能團体、不良青少年平団

その横行跋扈を見るに至つたことは

知の通りであります。しかし、その

約的事例が先般浜松に発生せる且鮮

間の隠匿事件でありまして、浜松事

一部日本ノ丸一書翰館ノの單紙  
る私闘にあらずして、日本の社會失

を正しく健全に組み立て直す上にお

て、その根本にかゝる重大問題で

ります。さらに、本騒擾事件は警察

旅行後における大規模な第三回軍事會議として、國家、自治両警察間の連絡

助その他同警察の運用上幾多の課題

貴重な示唆を與えられるところ多か

します。

ここに、本委員会は、事の重大性に

調査監視の決議をなしましたのであります。坂東委員長、内司課長、千

委員は崎川書記を帶同し二十日現地

到着、翌二十一日午前、午後にわたる

## 新警察法の運営状況を中心として

細なる調査を試みました。二十日は車止め子備的懇談二終り、二十一日

車から手側の轍に繰り二十一日、午前から午後二時における坂田彌松

卷之三

市長、市公安委員長廣田氏はか公安委員長、齋藤松本市警察署長ほか関係各位十五名と隔離なき懇談を述べ、同二時半、要請により調査團は在日朝鮮人連盟幹部委員長李季白氏ほか二名と会見し、ついで元小野紹々長縣議小野近義氏ほか一名と会見し事情を聽取しました。さらに在英新聞記者團の要望に基き、縣加藤警務長をまじえ、本事件に対する記者各團位の忌憚なき所見を聽取しました。

さて以上の調査を通じて得られた事件の外貌並びに警備措置は次のとくあります。

事件発生の原因であります、まずは遠因について述べますと、かねてより浜松市内においては、いわゆる暴力團と目される元小野野組に対し一部朝鮮人の勢力、急激に増加し、相対立していた模様で、その間にある元小野組親分と目される元小野野組に対し一部朝鮮人が結果はいずれも朝鮮人側の不満を買つておりました。また一般市民においては、終戦後とみに激増せる一部朝鮮人の横暴に対しでは、恐怖の念を抱く者、あるいは復讐の念を企つる者があり、結局両者の勢力争いに基づいて、本事件は惹起したものと認められます。

近因といたしましては、四月四日朝鮮人主催により開催したダンス・パーティに、元小野組子分たりし樂士が欠勤し、ためにパーティは流会のやむなきに至つたのであります。が、朝鮮人側はこれを小野組親分小野近義氏の妨害によるものと誤解し、激興の結果、同日午後五時ごろ市内鐵町町百四十一番地小野興業社社長縣議小野近義氏方に朝

鮮人新村陸夫外數名が乱入し、同店舗  
ウインド・ガラスその他家屋内器物を  
損壊するの暴挙により本事件が発生し  
たものであります。

事件の概要は、第一回、当日四月四  
日、前記小野方を引き揚げた朝鮮人側  
は、浜松市旭町國際マーケット(責任  
者、呉判述)附近に集結し、午後十時  
ごろ同市大工町元小野組紫下番具町本  
宮末吉方へ朝鮮人金彩石ほか六名が拳  
銃を擬して、乱入、同家及びその器物  
を破壊するに至り、小野組子分も鐵銃  
をもつてこれに对抗し、双方次第に人  
員を増加し、遂におの／＼約五十名く  
らいが市内山町、鍛冶町、傳馬町の各  
中心街において相互に發砲互撃するに  
至つたものであります。この事件にお  
いて、朝鮮人側は一名の被害者を出し  
ております。

第二回目は、第一回亂闘事件は警察  
官の出動により四月四日午後十時四十  
五分ごろ一應鎮靜に歸したのであります  
が、翌五日午後五時ころ、双方とも  
各地より應援者來済し、再び不穏の狀  
態に立ち至り、午後七時二十分ごろ、  
朝鮮人側數名が小野近義氏方に至り拳  
銃を發射したため、これを契機に双方  
おの／＼約二百名くらいが同市内千歳  
町、旭町、鍛冶町、田町その他市内中  
心街各所において発砲互撃も合いをなす  
とともに、建造物、器物等を破壊する  
に至つたのであります。

これに対する警察措置について申し  
上げますと、第一回、所轄濱松市警察  
署においては第一回四月四日夜の事件  
発生と同時に申号非常召集を發令し、  
全署員を召集し、浜名地区警察署に廳  
署を譲請し、武装警察官五十名を詔開  
現場に急派して拳銃の威嚇發射により

置し、國家地方警察、静岡縣各課を初め  
各署より同日午後一時ごろ百十名の警  
察官の派遣をなし、合計約三百名の警  
察官をもつて嚴重なる警戒取締りと  
宅捜査実施の結果、漸次平靜に復帰  
するに至つたものであります。

この事件に対し連合軍部隊が出動  
しております、六日午後九時二十分に  
岐阜二十四連隊カーナー少佐以下百  
十二名が來浜、警戒に当りましたが、  
事態平穩となつたので、一部三十五名  
を残して歸隊いたしました。さて本件  
の発端より終末に至るまでの過程を  
観察して見ますに、左記の諸点に付  
する反省と考慮が必要と考えられる  
であります。

その第一といたしまし、新警察制  
の実施に伴い通報連絡並びに顧問要員  
において自治体相互間に援助要求をな  
し得る法的の根拠なきため、幾多の困  
難が発生したこと。

第二に、警察がこの種暴力團、不良  
徒輩の取締りに対し、十分なる執行力  
をもち得なかつたこと。そのよつて來  
るゆえんとしては、警察力が貧弱であ  
り、武裝化せる暴徒の集団を鎮圧すこ  
とに足る人と武器その他機動力を有しな  
かつたこと。

なお参考までに申し上げますと、翌  
岡縣におきましては國家警察十四、自  
治體警察六十一、計七十五の小警察或  
にわかれております。國家地方警察  
官は三十數人であります。國家地方警  
察は、總員七百四十四名で、縣下十四  
の警察及び本部に分散しております  
警勢力の急速なる統合が非常に困難な  
状態におかれております。なお武器に  
ついて申し上げますと、拳銃は四百十  
二挺であります。大体六人に對し一

千葉家監督の、七ほしを尊名とする者、其の妻は、京都市左衛門の娘である。

逃の割合でありますけれども、これはただいま申し上げました七十五の警察署に分散しております。従つて、この事件に対し必要な武器を僅少なる時間に整備いたしますことは非常に困難な状態にあります。次に静岡県における拂下げシーフはどうかと言へば十台でありまして、浜松市には國家地方警察浜名地区に一台あるだけであります。

ことでもありますので、できるだけこの案の実現を早めたいと考えまして、各方面と折衝いたし、あらゆる努力をいたしてまいつておる次第であります。が、おつくりになりました案の中で、調整事務を取扱うための出先官廳に開しましては、それを急に廢止することは、統制行政が行われている限り、非常に困難な——困難と申しますよりも、不可能な状態にあります。従つてこれを廃止するためには、むしろ根本的に統制をするかどうか、あるいはまた統制の範囲をどうするかというような問題に關する検討をいたさなければなりませんので、その方面的検討を促進することに努力をいたしております。従つて経済安定本部関係、また物價廳関係、農林省関係の木炭課係及び商工、農林関係の出先機関につきましては、すぐ廢止するといふようない決定は、しばらく見合せた方がいいのではないかという意味で、留保いたしました。殊に農林省関係の木炭課係所につきましては、今申し上げたような理由以外に、農林省におきましてこの機關の機構及び運用に關して再検討を加えつつある段中でありますて、きわめて近い機会に経済安定本部とともにまた機構の上からも意見を提出いたしたい、というやうな意味からその廢止を決定することについては、しばらく見合わせた次第であります。

事務所につきましては、地方鉄道局との関係において、その監督と現業との分離の問題解決のために整理する必要性があり、これに關して再検討を加えられたあるような状態であります。そのため今まで申し上げた本炭事務所と同じような意味におきまして、運輸省に対しても、できるだけ早く閣議の決まりを得て方針を定めたいと思いまして、それにより努力しつつある次第であります。が、そういうような次第であります。それで、今のところ行政調査部の方からつくりました案としては、總理室部内での建設院建築出張所、それから建設院建築出張所を廃止して、建設院建築出張所の事務の中で建築物等の許可に関する事務は都道府県に委譲してはどううござります。それから文部省関係といたしましては、教育設置局都府県出張所、これは十六箇所あります。これがも廢止すべきではないか。それからちよつと申し訳しましたが、文部省の大坂出張所とうのが本委員会の案の中にも廢止すべきものとしてあげられておりますが、これはむしろ大阪その他の地方の便を圖するものとは違いまして、逆に大阪のために、地方の要望に従つてつくれたものであります。他の出先機関についておるような次第であります。このた文部省としてこれを存置しても、

た廢止でも、予算的に何らの関係はないという次第でありますので、これはむしろ存置すべきものではないかといふに考えております。従つて前回の部省関係いたしましては、今申上げました教育施設局都道府縣出張所についても、次第であります。これに対しまして労働省関係の各出先機関に対しては、下労働基準法の完全な実施を必要とする前に、ついで廢止を考えたいと思つてゐる次第であります。これに対しまして労働省関係の各出先機関に対しても、下労働基準法の完全な実施を必要とする前から、また失業問題、失業經濟の対策といふようなことが、全國的に、統一的に行われなければならぬというような建前から、労働省の関係からしばらくそういう廢止とか何と云ふいう論議を見合せてもらいたいと、非常に強い要望がありまして、行政調査部とも交渉中でありますので、そらくこれは急に廢止することは不可能なのではないかという情勢にある部といたしましては、この委員会でくられました案の中て、そういうような特殊なやむを得ない事情があります。いすれにしても行政機構の廢止を全般的に、一時的に行うという必要もなきものにはしばらく除きまして、いわゆる何も地方行政機構の廢止を全般的に、一時的に行うという必要もない立派な第一次的な案といたしまして、今まで上げましたようなものの廢止に努めつゝもがんばり努力を続けておる次第であります。



おるということは、陸上勤務の警察及び地方出先機関との摩擦を必ずしも円滑にいかない、経費の点においても人員整備の点においても、現在の政府の御方針としても、あまり芳しからざる方向に進むようになりますので、もう一度検討していただきて、船の必要なところに海上保安部を設置する、船のない保安部の設置は、あまり地図を立ててもいい結果を及ぼさないよう存じます。地域的に見ましても、引揚港である仙崎には、何らこの地圖にはマークがございません。また門司よりも福岡の方が引揚港として大きな役割をする。重点的にもう一度御考慮願うような余地があるよう、私の意見としては存じます。

○大久保政府委員　ただいま松野委員の御説、私趣旨といったしましては、当然その精神で進まなくてはならぬと存じます。私先ほどどの説明が不十分でありましておわび申し上げますが、海上保安廳の仕事は、單なる海上警察だけではないのでありますし、航海の安全ということを非常に重要な使命としておるのであります。内容から申しますれば、船員の資格に関する試験もやる、それから船舶の安全に関する検査もやる。また海難船舶の人命の救助、機雷を掃海するという仕事が入る。それからさらに各地方の燈台、それも最近の燈台の重要性に鑑みまして、それの保安本部に配属をいたしまして、直接現場における指示に当らせる。かようにいたしましたような次第であります。これらの仕事は職務の筋から申しましたり、また現在における仕事の領分からいたしました、また先ほど申し上げました二十九隻以外の小型舟艇の量

からいよいよ、ついに保険金が支給され、ようやく支給金が手元に届きました。この間、保険会社の担当者の方々には、常に丁寧な対応をして顶いたうえで、支給金が遅延することなく、また、支給額も正確に算出され、支給金が手元に届きました。本当に感謝です。

政府委員 海上はよつたようない。私は、また厖らぬけの海上になつておられるが、参考文献で、どこのところの計算でござるか、ただいまお聞かせ下さい。

ところも、たまたまお伺いしたところですが、この程度の出發いたるまでの概要を、大体の概要を、海上保安廳も、概算ではありますけれども、相当な予算が計上されていますから、その職務の実施にあつては、かなりお伺いしたことになります。

○大々 一日 その船 船舶監視士たし、それもわざでいたしを見た。それでお聴きなさい。

ことにつ  
思います  
いたしま  
しまして  
設置せら  
の機関が  
も、これら  
安麿が出  
や掃海や  
安に関連  
は、約三  
ります。  
ますで、  
らも、日  
りまして  
の漂流船  
た。かよ  
日本近  
き多の  
ござま  
放しが  
いまして  
わい今回  
た無線船  
従来も  
からしめ  
の方に使  
れども、  
いまと  
らにまたざ  
れはこの性  
の全般的な  
奨励いたし  
たしたい  
たしたま  
海上に  
いたしま  
入國、船  
設置せら  
の機関が  
も、これら  
安麿が出  
や掃海や  
安に関連  
は、約三  
ります。  
ますで、  
らも、日  
りまして  
の漂流船  
た。かよ  
日本近  
き多の  
ござま  
放しが  
いまして  
わい今回  
た無線船  
従来も

保安廳は平素より監視、警戒の態勢を整えており、本邦に於ける犯罪事件は、ほとんど皆無である。しかし、この間、本邦に於ける犯罪事件は、ほとんど皆無である。しかし、この間、本邦に於ける犯罪事件は、ほとんど皆無である。

五月とも國、坡、新、成立統合創立數を以て私たゞが向ふに取扱あるし、この安をつたして採用員をの程の營のと云ふ。されば、これまで思ひにいたるに置くにありまことに藏大臣なりましましは交ります。同時に御奉仕な御もこさまと。

元來運輸業者を使ふべきだ。それで、各委員も各自の意見を述べた。久保政府は、運送業者を考慮して國民に貢献するが大きな恩惠であると認められた。そこで、運送業者を考慮して國民に貢献するが大きな恩恵であると認められた。そこで、運送業者を考慮して國民に貢献するが大きな恩恵であると認められた。

、私ども  
、必ずし  
て現地調査を行なうが、今  
意図を十分に發揮しておいたま  
だちに訓練を開始する。  
現在從事する事項は、主として、陸上警務の練習であります。そこには税関の検査面におきましても、工事の工事部を構成する各般の警備の安全上、不法侵入者に対する警戒等が含まれます。これらは、本部は從来海務部に保全本部にあります。

の仕事は、さうしてやはり、今まで、つづけておられます。現在幹部次長は、スパートで、船監督部長といふ、従來の燈台、水路部等を統合するに移りました。次第に、その地主として、おおきな権力を持った組織員に対し、経営権を收入されまして、その権力をも十分であります。

も早く皆さんの御期待に副うような活動をいたしたい、かように存じております。

○坂野委員 ただいま大体の御意見を

拜聴いたしましたが、私の聞いたのと少し食い違う点は、今までの人事は私承知しておりますが、ほとんど運輸省内にあつた人間の配置転換、看板の塗替である。その意味ではなく、警察として新しい任務をもたれる上に、そういう経験者をいかように御採用になるか、また御配達になつたかという、警務権を主体として実はお伺いしたわけです。

○大久保政府委員 私の説明が少し不十分で申し訳ありませんが、船舶監視本部の仕事をやつておつたときから、監視船には水上警察あるいは税関の方にお願いをして、一心同体となつて業務の執行をやつておつたよな次第であります。そこで今後においてもそれらの方々を、要すれば海上保安官に任用いたしまして、今後の業務に遺憾なきを期していきたいと思つておりますしかし業務の発展につれて、さらにはこれでは足りない事態が起るような場合においては、それらの官廳に御協力を願い、人員の派出を頼うというふう危険關係をもつよな港については、どう考えておりますか。

○大久保政府委員 仙崎、稚内にどういう設備を置くかというお尋ねでございましたが、稚内には保安署を置き、ここには小型船一隻を配備する予定になつております。それから仙崎にも保安署を置き、この附近には門司あるいは

は横田を中心として相当多数の船を配船しております。仙崎もこの附近にお承知しておりますが、ほとんど運輸省の機構によつて採用しあるいは吸拾するかという点、それから予算が現在の予算を新しく増加するかという

点を御明確に御答弁願います。

○大久保政府委員 それでは予算と人負の点をもう少し詳しく述べます。予算は先ほど松谷委員にお答えいたしました内訳を申しますと、新しく植えます予算が約三億円であります。そのほか六億円が從来船、燈台、水路等には使われておきました予算であります。それから八千人のうち概数を申しますと、約二千人が海上治安の業務に従事する人であります。そのほか六千人のうち三千人が掃海、残りの三千人が燈台並びに水路開闢に従事しておりますのと想ひであります。

○松谷委員 その八千人のうち新規採用はどのくらいに見ておいてになりますか。

○大久保政府委員 新規採用が、約二千人の治安の維持に従事する職員のうちの大体千五百人であります。

○坂東委員長 他に質疑ありませんか。

○松谷委員 質疑終了と認むるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 質疑終了と認めます。

## 一、議案の要旨及び目的

○坂東委員長 本案は、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として横浜市、名古屋市、神戸市、廣島市、門司市、舞鶴市、新潟市、佐世保市、長崎市、長崎縣下郡、及び小樽市に海上保安本部を置き、清水市、大阪市、高知市、高松市、鳥取縣西伯郡境町、浜田市、福岡市、佐世保市、長崎市、長崎縣下郡、原町、鹿児島市、大分市、八戸市、船川市及び函館市に海上保安部を置くことについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定により、國会の承認を求めるものである。

右報告する。  
昭和二十三年五月六日  
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長松岡義吉殿

八

○坂東委員長 たゞまの松野君から

の動議のことく、討論を省略して、原案通り決定することに御異議ありませんか。

次回の日程は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

## 午後三時十分散会

〔参考〕

○坂東委員長 本件は、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所としての事務所の設置に関し承認を求める件(内閣提出)に関する報告書

○大久保政府委員 本件は、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として横浜市、名古屋市、神戸市、廣島市、門司市、舞鶴市、新潟市、佐世保市、長崎市、長崎縣下郡、及び小樽市に海上保安本部を置き、清水市、大阪市、高知市、高松市、鳥取縣西伯郡境町、浜田市、福岡市、佐世保市、長崎市、長崎縣下郡、原町、鹿児島市、大分市、八戸市、船川市及び函館市に海上保安部を置くことについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定により、國会の承認を求めるようとするものである。

二、議決理由

○坂東委員長 海上保安廳法の施行に伴い、地方にこの海上保安廳の事務所を設置することは、妥当且つ必要と認めたので、本案を承認すべきものと議決した次第である。

○大久保政府委員 仙崎、稚内にどういう設備を置くかというお尋ねでございましたが、稚内には保安署を置き、ここには小型船一隻を配備する予定になつております。それから仙崎にも保安署を置き、この附近には門司あるいは入られんことを希望いたします。